

専門委員選考委員会の設置について（案）

平成 年 月 日 国立大学教育研究評価委員会決定

国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則第6条の規定及び「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」の決定に基づき、専門委員選考委員会を以下のとおり設置する。

1 目的

専門委員候補者の選出を効率的かつ円滑に進めるため、評価委員会の中に、専門委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 構成員等

① 選考委員会の委員の選出等

○ 選考委員会の委員については、評価委員会委員及び機構の専任教員（特任教員及び客員教員を含む。）の中から、評価委員会の委員長が指名する。

また、評価委員会の委員長が必要と認めた場合、上記以外の者若干名を委員として加えることができる。

○ 選考委員会には委員長を置き、評価委員会の委員長が指名する。

② 選考手続き

○ 選考委員会では、専門委員候補者の選考を行い、その結果を評価委員会に報告するものとする。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、選考委員会の選考結果をもって評価委員会の選考結果とすることができる。

3 議事

○ 選考委員会は、委員長が招集し、議長となる。

○ 選考委員会は、構成員の過半数の出席をもって会議を開くことができる。

4 会議の扱い

○ 選考委員会は、非公開とする。

5 設置期間

平成29年6月末日までとする。